

訪問看護

令和6年度介護報酬改定事項

- ① 専門性の高い看護師による訪問看護の評価(自主点検表 第7 14)
- ② 円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進(自主点検表 第7 18)
- ③ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し(自主点検表 第7 15)
- ④ 情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価(自主点検表 第7 16)
- ⑤ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(自主点検表 第7 4)
- ⑥ 高齢者虐待防止の推進(自主点検表 第7 3)
- ⑦ 身体的拘束等の適正化の推進(自主点検表 第5 17)
- ⑧ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化(自主点検表 第7 22)
- ⑨ 訪問看護等における24時間対応体制の充実(自主点検表 第7 12)
- ⑩ 訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保(自主点検表 第7 12)
- ⑪ 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化(自主点検表 第7 19)
- ⑫ 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し(自主点検表 第7 1)
- ⑬ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化(自主点検表 第7 9.10.11)
- ⑭ 特別地域加算の対象地域の見直し(自主点検表 第7 9)